

資料2	令和5年7月13日
	第32期青少年問題協議会 第1回定例協議会

第32期 豊島区青少年問題協議会の運営について

1. 協議会の役割

- ① 地方青少年問題協議会法、豊島区青少年問題協議会条例、及び同要綱（裏面参照）に基づく、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する調査審議、必要な関係行政機関相互の連絡調整
- ② 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議

2. 今期の青少年問題協議会の検討事項

- ① 「豊島区子ども・若者総合計画」の改定
- ② 「豊島区子ども・若者総合計画」検証方法の検討、計画の進捗管理
- ③ 「子ども・若者支援地域協議会」の代表者会議として、情報共有、連絡調整を行い、支援の内容に関する協議を行う。

3. 委員定数 25名以内（委員名簿 資料1のとおり）

4. 任期 2年間（原則 令和5年4月1日～令和7年3月31日）

5. 専門委員会の設置

- 検討事項についての調査審議を効率的かつ専門的見地から行うため、専門委員会を設置する。
- 専門委員は、青少年問題協議会委員のうち、学識経験者の中から10名以内で区長が委嘱する。

6. 会議回数

青少年問題協議会の定例協議会は今期2年間で5回程度、専門委員会は、必要に応じて開催。

7. 令和5年度会議スケジュール（予定）

別紙参照

○地方青少年問題協議会法（抜粋）

（設置）

第1条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

（所掌事務）

第2条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
- (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

（組織）

第3条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

（相互の連絡）

第4条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

○豊島区青少年問題協議会条例（抜粋）

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づき、区長の附属機関として、豊島区青少年問題協議会（以下「協議会」という。）をおく。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が任命又は委嘱する委員25人以内をもって組織する。

- (1) 区議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

（委員の任期）

第3条 前条第2号の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。但し、再任を妨げない。

（会長及び副会長の設置及び権限）

第4条 協議会に会長及び副会長をおく。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 副会長は、会長の指名する委員をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（専門委員）

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員をおくことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者のうちから区長が委嘱する。

○豊島区青少年問題協議会要綱（抜粋）

（協議会）

第4条 協議会は、原則として年2回開催するものとする。

- 2 委員が協議会に議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要資料を協議会の開催10日前までに、子ども家庭部子ども若者課に送付するものとする。
- 3 協議会は、必要と認めるときは、関係機関の職員に出席を求めることができる。

（専門委員）

第5条 条例第6条第2号に規定する専門委員は、協議会の委員のうち学識経験者10名以内とする。